

徳島県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任について届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

泉谷上井土地改良区

二 退任清算人

氏名	住所
岡田久夫	板野郡上板町泉谷字原中筋五一
田中芳治	字力二八八六一
木村武夫	字原地七六一
高田久司	字原中筋二一一
高田昌功	五五
花補佐和良	字原東五五